

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する
厚生労働大臣から一般社団法人病理学会に対する意見及び要請

(研修の機会確保に関すること)

- 地域枠医師や出産、育児等合理的な理由のある専攻医に対してカリキュラム制度を整備していることを示し、カリキュラム制を用いた専攻医の数を毎年公開すること。